平成２２年（フ）第３４号
北海道旭川市３条西５丁目２番１号　スカイハイツ３条西５　111号室
債務者　茂木さおり
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４号
北海道旭川市５条西４丁目１番18号　グランビュー５．４A102
債務者　佐藤　雅人
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９号
北海道旭川市旭町２条２丁目９番地の103　はせ川ＭＳ－Ｃ－２号
債務者　松井　桂子（旧姓田辺）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０９号
北海道旭川市神居８条14丁目２番17号
債務者　井上美智代
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１３号
北海道旭川市大町１条16丁目307番地　第１杉村マンション
債務者　新舘　定雄
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１５号
北海道旭川市本町２丁目437番地の80　旭川隣保会トキワの森206号室
債務者　細川真奈美（旧姓妻鳥）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１８号
北海道旭川市金星町２丁目３番10号　ベルコートハウス207号室
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１９号
北海道旭川市豊岡２条１丁目３番６号　上坂ハイツ201号
債務者　米川　仁美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２１号
北海道旭川市豊岡12条５丁目５番９号　ハウス飛鳥１－Ｂ
債務者　北　　早苗
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３０号
北海道旭川市忠和５条５丁目８番15号　ハイアット忠和10・101号室
債務者　山口　伸也
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３４号
北海道旭川市北門町14丁目2145番地
債務者　濱田　正登
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１３１号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番137―304号
債務者　末継　　正
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１８２号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号、住民票上の住所大阪市生野区新今里５丁目12番５－508号　西田方
債務者　奥田　正春
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１９６号
大阪市平野区喜連西２丁目１番５―1408号
債務者　橘　　秀一
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部